

# 定 款

(名称)

第1条 本社は「長岡工業高専OB無線部」(以下、「無線部」という)という。

(事務所)

第2条 無線部の事務所は、新潟県栃尾市 に置く。

(目的)

第3条 無線部は営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好と親睦を増進し、併せて無線技術の向上と発展に貢献する事を目的とする。

(事業)

第4条 無線部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アマチュア無線局の開設と運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他、無線部の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第5条 無線部の会員は正会員と準会員の2種類とする。

- (1) 正会員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者。(施行規則第34条第8号に規定する者を含む)
- (2) 準会員 前項の資格者以外の者で、アマチュア無線技術に興味を有する者。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は、次の場合に会員資格を失う。

- (1) 書面で会長に退会を届け出たとき。
- (2) 会員が死亡した場合。
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき。

(会員の権利)

第8条 無線部の会員は次の権利を有する

- (1) 無線部の開設するアマチュア局その他の設備を利用すること
- (2) 正会員は、総会の議決権を行使すること
- (3) 准会員は、総会において意見を述べること

(会費)

第9条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(役員)

第11条 無線部に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名
- (2) 監事 1名

(役員を選出)

第12条 無線部の役員は次のように選出する。

- (1) 理事と監事は、正会員の中から選任する。

( 2 ) 会長は、理事の中から選出する。

( 役員任期 )

第 1 3 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

( 1 ) 補欠又は増員により就任する役員任期は、前任者又は他の役員在任期間とする。

( 2 ) 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員業務 )

第 1 4 条 無線部役員は次の業務を執行する。

( 1 ) 会長は、無線部を代表し、業務を掌理統括する。

( 2 ) 理事は、会長を補佐し、無線部の業務を執行する。

( 3 ) 監事は、会計及び理事の職務を監査する。

( 役員報酬 )

第 1 5 条 役員は無報酬とする。

( 解任 )

第 1 6 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することが出来る。

( 事務局 )

第 1 7 条 無線部の事務を処理するために事務局を置く。事務局担当者は、会長が任命する。

( 会議 )

第 1 8 条 無線部の会議は、理事会及び総会の 2 種類とする。

( 理事会 )

第 1 9 条 理事会は会長が招集し、無線部の業務の執行に必要な事項を決める。

( 総会 )

第 2 0 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

( 議長 )

第 2 1 条 会議の議長については次の通り定める

( 1 ) 総会の議長はその総会において、出席会員の中から選出する

( 2 ) 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

( 議決方法 )

第 2 2 条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の時は議長の決するところによる。

( 総会の議事 )

第 2 3 条 総会に付議する事項は、次の通りとする。

( 1 ) 事業計画、予算、決算

( 2 ) 定款の変更

( 3 ) 会費、重要な財産の得喪、変更

( 4 ) 解散

( 資産 )

第 2 4 条 無線部の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他収入とする。

( 資産の管理 )

第 2 5 条 資産は会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て定める。

(会計年度)

第26条 無線部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(届出)

第27条 会長は、電波法及びこれに基づく法律に従い、次の業務を行わなければならない。

- (1) 構成員(正員)に変更があったときは、すみやかに総合通信局長に届け出ること。
- (2) この定款または理事について変更しようとするときは、予め総合通信局長に届け出ること。

付則：

1. この定款は平成16年1月30日に信越総合通信局に提出した変更申請(届)書が許可された日をもって施行する。